

### 3 社会福祉施設等の防災対策について

#### (1) 社会福祉施設等の防災対策の取組

社会福祉施設等は自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう管内社会福祉施設等に随時指導いただくとともに、指導監査に際しては重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消火活動
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

加えて、地震をはじめ、集中豪雨や台風による大規模な災害が発生した場合には、一施設レベルでの防災対策では十分な対応は困難であることから、各都道府県市においては、平時より市町村等関係機関及び地域の自主防災組織と連携し、地域防災計画及びハザードマップ等に基づいた効果的な防災訓練が実施されるようお願いする。

さらに、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、各都道府県市においては管内市町村及び社会福祉法人に対し、災害時の要援護者の受入のための協定の締結等について指導いただくとともに、緊急時の要援護者の迅速かつ適切な受入について次のような観点での指導をお願いする。

- ①地域における社会福祉施設等の役割を明確にしておくこと。
- ②空きスペースを福祉避難所として活用すること。
- ③要援護者の緊急一時入所などの受入については、既存スペースの活用方法及び定員を超過した利用等について検討し、受入可能人員を明らかにしておくこと。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」  
(昭和55年1月16日社施第5号)
- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」  
(昭和62年9月18日社施第107号)

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と情報の伝達及び提供体制の確立
- ③入所者の外出等の常用の常時把握や避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消化、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期されたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」  
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」  
(平成11年1月29日社援第212号)

## (2) 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」（平成7年3月30日社援施第76号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに福祉基盤課に報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

## 4 福祉サービスの質の向上のための取組について

### (1) 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、全国レベル及び都道府県レベルにおける推進体制を整備し、同事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月7日に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を発出したところである。各都道府県においては、同指針に基づき、早急に推進体制を整備されるようお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに、都道府県推進組織及び福祉サービス第三者評価機関を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うこととしている。

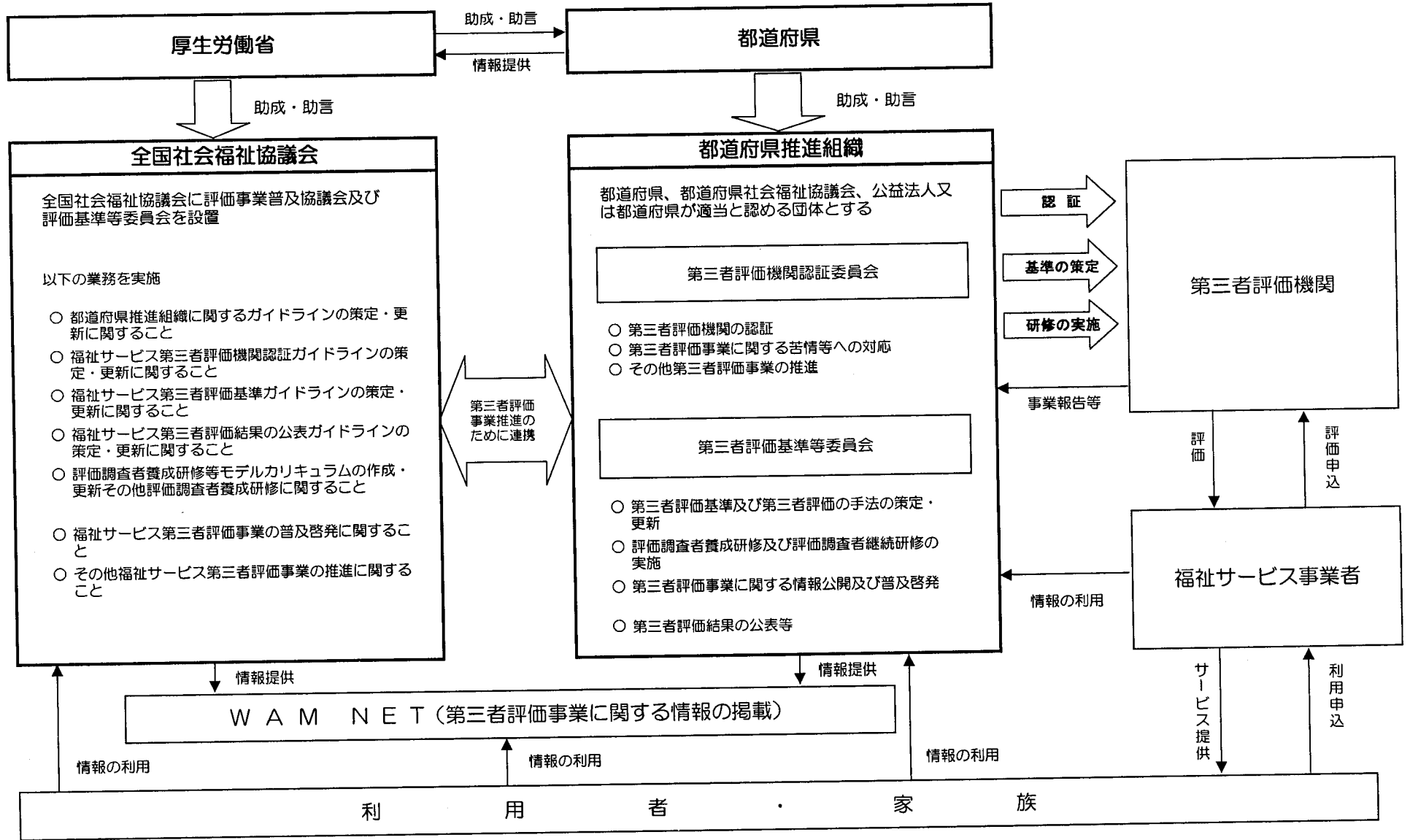
評価基準等委員会においては、昨年6月以降、障害分野、児童分野における第三者評価基準の判断基準等について検討を重ねており、検討結果を踏まえ、年度内を目途に通知する予定である。

評価事業普及協議会においては、昨年12月に、正式参加14府県のほか、オブザーバー参加をあわせて42道府県が参加した第1回会合を開催し、各都道府県の取組状況等について情報交換を行ったところである。また、第2回会合が3月25日（金）に開催される予定であるので、各都道府県の積極的な参加をお願いしたい。

#### イ 都道府県の推進組織

評価事業普及協議会への各都道府県からの登録状況をみると、平成16年12月13日現在、都道府県推進組織をすでに設置している自治体は14府県にとどまるものの、設置予定を含めると31府県となっており、また、これまで独自の取組みを行っている自治体もあることから、相当程度、同事業の普及・定着が進んでいるところである。各都道府県においては、平成17年度が3カ年計画の最終年度となっている第三者評価機関育成支援事業（平成17年度より「セーフティネット支援対策等事業費補助金」（参考資料38頁参照））を活用することも含め、引き続き推進組織の整備に努められたい。

# 福祉サービス第三者評価事業の推進体制



## (2) 福祉サービスに関する苦情解決事業について

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところであるが、参考資料「事業者段階における苦情解決の取組状況」を見ると、例えば苦情受付窓口の設置率は全体で72.1%、そのうち私営施設83.1%、公営施設50.9%となっており、苦情解決体制が特に公営施設において十分に整っていない状況にある。(参考資料41頁参照)

については、管内社会福祉施設に対し、制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

また、運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

なお、運営適正化委員会設置運営事業は、平成17年度より「セーフティネット支援対策等事業費補助金」に統合することとしている。

## (3) 福祉施設経営指導事業

本事業は、「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」等に基づき整備が推進される社会福祉施設の適正かつ安定的な経営の指導・援助を目的として、平成2年度より、都道府県社会福祉協議会に「福祉施設経営指導員」を設置する等の体制整備のための補助を行ってきたところである。

今般、三位一体改革により、地方六団体から「移譲対象補助金」として提案があり、厚生労働省としても地方公共団体の事務として同化・定着し、引き続き地方が実施する必要がある事業であることから平成17年度においてその財源を移譲することとしたところである。

## 5 独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づいて定められた機構が達成すべき業務運営に関する目標（いわゆる「中期目標」）において、法人の業務運営について、効率的かつ効果的に、透明性及び自主性をもって行うことが求められていることから、機構の業務運営について一層のご協力をお願いしたい。

### (1) 福祉貸付事業（平成17年度予算(案)）

#### ア 貸付規模

貸付契約額	4,643億円（うち福祉貸付 2,124億円）
資金交付額	4,679億円（うち福祉貸付 2,050億円）

#### イ 貸付条件の見直し

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により、より厳しさを増しているが、このような状況の中、独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備を推進するために必要な貸付原資の確保を図るとともに、貸付条件の見直しを行うこととしている。

なお、貸付条件の見直しについては、平成17年度整備事業分から適用することとしている。

#### (ア) 元金償還据置期間の導入

元金償還据置期間（2年以内）の導入に伴い、無利子期間（2年以内）を廃止する。

区 分	償還期間5年超	償還期間5年以内
据 置 期 間	2年以内	1年以内

(イ) 融資率の見直し

特別養護老人ホーム等の介護関連施設等については、従来、ゴールドプラン21（平成12年度～平成16年度）に基づき、特例的な融資率（小規模生活単位型特別養護老人ホーム〔いわゆる新型特養〕90%、従来型特別養護老人ホーム等80%）を適用してきたところであるが、平成17年度から標準的融資率（75%）に変更する。

(参考1) 標準的融資率に変更予定の施設等

特別養護老人ホーム(小規模生活単位型を含む)、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、保育士養成施設

(参考2) 融資率一覧（平成17年度予定）

区 分	融 資 率	
	80%	75%
児童福祉法	知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、保育所、障害児相談支援事業	左記以外の施設等
老人福祉法	養護老人ホーム	
身体障害者福祉法	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者デイサービスセンター、身体障害者福祉ホーム、身体障害者相談支援事業	
知的障害者福祉法	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活支援事業、知的障害者相談支援事業、知的障害者デイサービスセンター	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業	

(注) 次に掲げる施設の老朽整備事業については、融資率は80%である。  
 生活保護法に基づく救護施設  
 児童福祉法に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設

(ウ) 貸付金利の見直し

介護関連施設及び養成施設については、財投金利に0.1%の上乗せを行う。

(エ) 元金一部償還免除制度の廃止

民間老朽改築整備事業等に係る元金の償還を一部免除する制度（償還一部免除制度）については、既存契約分を含めて廃止する。

なお、既存契約分については、機構から対象法人に対して既に通知済みである。

(オ) 一般有料老人ホームに係る貸付の廃止

昨年からお知らせしているとおり、一般有料老人ホームに係る貸付けを廃止する。

ウ 平成17年度の貸付事業の基本的な考え方

平成17年度の国庫補助金対象事業の融資方針については、先般、機構よりお知らせしている（平成17年2月14日福業第0214004号独立行政法人福祉医療機構福祉貸付部長名）ところであるので留意願いたい。

交付金対象事業における融資方針については、後日、機構よりお知らせすることとしているが、基本的な考え方については次のとおりである。

《 基本的な考え方 》

- ・ 交付金の対象となる施設等に対する融資は、当面、平成17年度の新規融資申込分は制度の切換え時期でもあることから、従来の融資対象範囲（従来の補助率を前提とした自己負担相当分）を維持するとともに、従来の補助制度と同程度の公費助成が行われた施設等に対して優先的に貸付けを行う予定である。
- ・ ついては、都道府県又は市町村に対し交付金の1/2見合いを補助するための地方財政措置が行われる予定であることから、積極的な公費助成を検討するとともに、施設整備に係る資金計画の妥当性について十分な審査をお願いしたい。

なお、優先度の高い事業から融資を行う等、限られた事業枠を効率的に運営するため、機構から各都道府県、指定都市、中核市を通じて「平成17年度事業に係る福祉貸付資金の借入申込予定額等の調査」を予定しているので、ご理解のうえ、各市町村の取りまとめ等も合わせてよろしくご協力願いたい。



## エ 老朽民間社会福祉施設整備事業等無利子貸付事業

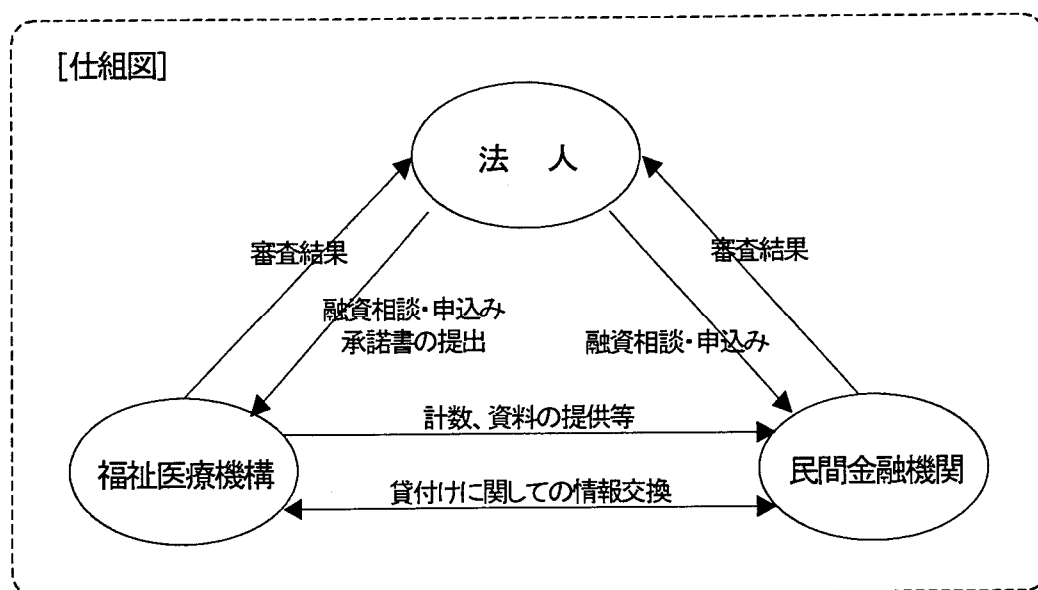
老朽民間社会福祉施設整備事業等に該当するとして交付金が交付される施設に対する貸付けについては、国庫補助金対象事業と同様に利子を徴しないものとすることを検討しているところである。

詳細な取扱いについては、後日、機構よりお知らせする。

## オ 協調融資の導入

介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを導入したところである（平成17年3月1日現在53金融機関：参考資料42頁参照）ので、管内社会福祉法人等に対し活用を検討するよう助言されたい。

なお、社会福祉法人が基本財産を担保提供する際には、機構融資を除き所轄庁の承認が必要とされていたが、「社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人定款準則の一部改正について」（平成16年10月29日雇児発第1029002号、社援発第1029001号、老発第1029002号）により、協調融資に関して担保提供する場合の承認の取扱いについては、所轄庁の承認を不要としたところであるのでご留意いただきたい。



## カ 並行審査の取扱い

国庫補助金対象事業であって、新たに社会福祉法人を創設して事業を行うことを予定している場合には、国庫補助協議の審査及び法人設立認可の審査と並行して機構の融資審査を行い相互の連携を図っているところである。

機構への借入申込に際しては、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等により融資審査に支障を来たすことのないよう法人審査はもとより整備計画の内容の妥当性及び資金計画の確実性についても十分な精査を行うとともに法人等事業者への適切な指導を図りたい。

なお、交付金対象事業に係る並行審査の取扱いについては、後日お知らせする。

## キ 都道府県市の意見書

国庫補助金対象事業及び交付金対象事業のうち都道府県（政令市、中核市を含む。以下同じ。）交付金により整備を行う施設等にかかる借入申込みにあたっては、従来どおり、各都道府県知事（市長）の意見書の提出をお願いしたい。

また、上記に加え、交付金対象事業のうち市町村（特別区を含む。以下同じ。）交付金により整備を行う施設等については、融資審査の厳正化を図る観点から、市町村長の意見書の提出を新たにお願いすることを検討している。

意見書は、融資審査において、各自治体における当該施設・事業の福祉政策上の位置づけ、資金計画、法人の経営状況（創設法人の場合には法人要件等）等を判断し、融資決定を行う上での重要な資料となるものであることから、意見書を交付する際には、事業計画の的確性及び資金計画の確実性等の内容について、精査いただくようお願いしたい。

なお、意見書の様式等については、後日、機構よりお知らせするが、各都道府県におかれては、管内市町村に対して速やかな情報提供をお願いしたい。

### 【意見書の区分】

区 分	都道府県の意見書	市町村の意見書
国庫補助金対象事業	○	—
都道府県交付金対象事業	○	—
市町村交付金対象事業	○	○

## (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業

### ア 平成17年度予算(案)における給付予定額

(ア) 給付予定人員 58,845人

(イ) 給付総額 683.2億円

#### (ウ) 単位金額について

都道府県補助金の算定基礎となる平成17年度単位金額については、平成16年度不足額(国の平成16年度補正予算相当額)が上乗せされるため、増加が見込まれるので留意されたい。

なお、平成17年度単位金額については、平成17年度予算が成立次第お知らせすることとしている。

### イ 平成16年度における状況

平成16年度において、退職手当金の支給が大幅に遅れているところであり、その主な要因は、社会福祉施設等に従事する職員の退職が当初見込みと比べ増加したことにあるが、一部の県からの機構への補助金の交付が遅延していることも一因となっている。本制度の円滑な実施のため、未だ未交付の県においては、速やかに交付されたい。

また、平成17年度以降においても特段のご配慮をお願いしたい。

### ウ 平成16年度補正予算

平成16年度において、給付人員が当初計画と比べ増加し、給付総額の不足が見込まれることとなったため、国庫補助分の不足について平成16年度補正予算により対応したところである。

① 給付予定人員 55,718人 → 64,879人

② 給付総額 624.5億円 → 789.3億円